



中部運輸局自動車交通部

令和7年10月27日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

宮川、磯野 TEL 052-952-8082

中部運輸局 静岡運輸支局 輸送・監査担当

金森、吉住 TEL 054-261-2898

乗合バス事業者に車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対して車両使用停止等の処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名：富士急シティバス 株式会社

住所：静岡県沼津市東椎路475番地

営業所：本社営業所（住所に同じ）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和7年10月27日

処分内容：①事業用自動車の車両使用停止 30日車（1両×30日間）

②文書警告

3. 監査端緒

令和7年4月21日、原駅発片浜駅経由ららぽーと沼津行きのバスにおいて運行中に中扉を開放したまま200メートル程度走行させたとの報告があったことから監査を実施。

4. 主な違反内容及び違反条項

（1）運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項）

（2）点呼の記録の記載事項が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項）

- (3) 主として運行する路線・営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- | | |
|--------------------|----|
| ・当該行政処分により付された違反点数 | 3点 |
| ・当該事業者の累積違反点数 | 5点 |